

＜資料提供＞  
令和 8 年 9 月 1 6 日  
ブランド戦略課 山出 光司  
直通：076-225-1661  
(内線) 4622

## 「加賀れんこん」の G I 登録に係る知事表敬について

- 1 日 時 令和 8 年 9 月 1 8 日 (金) 1 1 : 3 0 ~
  - 2 場 所 知事室
  - 3 表 敬 者 J A 金沢市代表理事組合長 南 優  
J A 金沢市加賀れんこん部会長 石寺 卓也
  - 4 目 的 「加賀れんこん」が、令和 8 年 7 月 1 0 日付で国の地理的表示 ( G I ) 保護制度に登録されたことを報告
  - 5 地理的表示 ( G I ) 保護制度の概要
    - 地域で育まれてきた品質や社会的評価等の特性を有する農林水産物・食品等の名称を国が登録し、保護する制度。
    - 登録のメリットは、特性や生産方法も含めて国のお墨付きが得られること、名称を独占的に使用できること、国が不正使用を取り締まることなどにより、ブランド力が強化。
    - 全国で 1 7 0 産品が登録され ( R 8 . 7 現在)、県内では 4 産品が登録済
- 【県内での G I 登録産品】
- ・加賀丸いも ( H 2 8 登録、南加賀地区丸いも生産協議会 )
  - ・能登志賀ころ柿 ( H 2 8 登録、 J A 志賀 )
  - ・いしり・いしる ( R 6 登録、能登いしり・いしる生産者協議会 )
  - ・加賀れんこん ( R 8 登録、 J A 金沢市加賀れんこん部会 )